

入園規程



医療法人 和幸会
阪奈中央こぐま園

阪奈中央こぐま園 入園規程

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本保育園は、阪奈中央こぐま園（以下「本園」という）と称する。

(事 務 所)

第2条 本園の本部を医療法人和幸会（以下「和幸会」という）に置く。

第2章 目 的

(目 的)

第3条 本園は和幸会、学校法人栗岡学園（以下「栗岡学園」という）、社会福祉法人幸友会（以下「幸友会」という）で勤務する職員の福利厚生のため、また学校法人栗岡学園に在学又は入学する学生の資格取得支援並びに地域の働く女性を支援するために、保育園を設けその保護者に代わって保育することを目的とする。

第3章 管 理

(管 理)

第4条 保育園の管理運営は総て和幸会が行う。但し、保育は専任保育士が当り、保育士が欠員した場合は、和幸会の指示により代行させることが出来る。

第4章 対 象

(対 象)

第5条 本園の入園対象となる児童は次のとおりとする。

- (1) 和幸会・栗岡学園・幸友会で勤務する職員の原則生後4ヶ月から就学前の子
 - (2) 栗岡学園に在学する総ての学生の原則生後4ヶ月から就学前の子
 - (3) 和幸会・幸友会で入院されている患者様の原則生後4ヶ月から就学前の子
 - (4) 地域の方々に家庭内において十分な保育が出来ない状況にある原則生後4ヶ月から就学前の子
 - (5) その他、和幸会が認めた生後4ヶ月から就学前の子
- 2 前各号の他、第3条に該当する方の小学1年生から小学6年生の子を学童保育する。

第5章 入 退 園

(入 園)

第6条 本園に入園する際は次の書類に必要事項を記入後提出し入園の許可を取らねばならない。

- (1) 入 園 願 書（第4章第5条第1号、第2号に該当する者は省略）
- (2) 入 園 申 込 書
- (3) 児 童 票
- (4) 同 意 書

(5) 配偶者源泉徴収票（入園しようとする年の前年分）

(6) 保育利用申込書

(退 園)

第7条 本園を退園する際は次の用紙に必要事項を記入後提出し退園の承認を得なければならない。

(1) 月極契約者 ・月 極 退 園 願

(2) 臨時契約者 ・臨時保育利用解除願

第6章 保 育

(保育の種類・時間)

第8条 保育種類及び保育時間は次の通りとする。

(1) 通常保育 午前7時30分から午後7時30分

(2) 夜間保育 午後4時30分から翌午前9時30分

(3) 病児保育 午前7時30分から午後7時30分

(4) 学童保育 (通常期間：平日・土曜日) 授 業 終 了 後から午後7時30分
(特別期間：長期休暇期間) 午前7時30分から午後7時30分

2 第4章第5条第1号に該当する者は前第1号、第2号、第3号についての保育時間はこの限りでない。

3 前1項第3号病児保育は、登園時間前に発病（風邪・下痢・発熱・湿疹等）又その兆候がある場合は、事前に本園に連絡し本園の判断を受けなければいけない。また、通常保育中に発病した場合は本園関係者が発病と判断した時より病児保育とする。

4 前第1項第3号の病児保育の利用については別に定める病児保育利用手引きによる。

5 前第1項の保育時間は原則連続24時間以内とする。但し、本園並びに管理者と保護者の協議の上、本園並びに管理者が認めた場合はこの限りではない。

(休 園 日)

第9条 本園の休園日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日

(2) 年末・年始（12月29日から1月3日）

但し、特別保育として開園する場合がある。

第7章 利 用 料

(種 類)

第10条 本園を利用する者は次の料金を支払わなければならない。

(1) 入 園 申 込 金

(2) 保 育 料（月極契約・臨時契約）

(3) 給食・おやつ代（普通食・特別食）

(4) そ の 他（遠足等行事費の実費額を要する場合）

(保 育 料)

第11条 保育料については別紙事業概要に定める。但し、経済事情の変動により変更する事がある。

(保育料の支払)

第12条 保護者は同章第10条で定められた利用料を次のとおり支払わなければいけない。

- (1) 同章第10条第1号の入園申込金は原則利用者全員が本園利用申込時に支払う。
- (2) 同章第10条第2号の保育料は、第5条第1号に該当する者は勤務先の給与から支払う。
第1号以外の者で月極契約者は利用しようとする当日中までに支払う。又臨時契約者は利用した日のお迎え時に支払う。
- (3) 同章第10条第3号の給食・おやつ代は第5条第1号以外の者が前第2号の保育料と一緒に支払う。
- (4) 同章第10条第4号のその他は全利用者が行事等により負担頂く場合に実費額をその都度支払う。

第8章 禁止行為

(平等)

第13条 保護者および入園児童の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担する程度によって差別的取扱いをしてはいけない。

- 2 入園児童は総て平等の立場であり、不公平があってはいけない。

(遵守)

第14条 保護者および入園児童は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物又は他人に危害を及ぼす器具・玩具又はその恐れのある物の持込及び使用してはいけない。
- (2) お子さんに与える適量外のお菓子、飲料水、果物等の持込をしてはいけない。
- (3) 本園利用者(子対子、親対親)の好奇心及び物心両面に亘る不穏当なる言動をしてはいけない。
- (4) その他、本園を利用する者が不快に思う言動をしてはいけない。

(外出)

第15条 保護者は入園児童を保育時間中無断で施設外に連れ出してはいけない。

第9章 事故

(事故)

第16条 保育時間内の児童については、保育士が平素状態観察をなすも、発病、怪我等不慮の事故については和幸会、本園関係者、管理者はその総ての法定責任を負わない。

- 2 万一事故が発生した時は本園は管理者に連絡の上、即時にその処置を行うと同時に、当該園児の保護者に連絡を取り当該園児に対し万全の処置を行うものとする。

第10章 指導

(指導)

第17条 本園は児童に対して適宜に適正なる幼児教育指導を行う事が出来る。

第11章 連 携

(連 携)

第18条 本園と保護者は常に密接な連携をとり、保育の内容等につき理解及び協力を得るよう努めなければいけない。

第12章 協 議

(協 議)

第19条 本園取扱い上疑義のある時は、その都度、保護者及び管理者並びに三者で協議の上、円満に解決するものとする。

第13章 そ の 他

(強制退園)

第20条 次の各号に該当する場合は、保育士、運営管理者協議の上、退園を命ずることが出来る。

- (1) 第6章第8条の保育時間を守らない場合
- (2) 第7章第11条保育料を所定の日までに支払わない場合
- (3) 第8章禁止行為を守らない場合
- (4) その他、本園関係者並びに管理者が必要とみとめた場合

2 前条に該当し退園した場合、支払いを受けている保育料等は一切返金しないものとする。

附 則

この規程は平成20年4月1日より施行する

平成20年9月11日一部改定(第6条第2号の廃止)

医療法人 和幸会 阪奈中央こぐま園